

全員協議会資料

令和元年11月18日

玉山総合事務所

道の駅への指定管理者制度の導入の手順及び運用について

1 これまでの経過

道の駅については、平成31年3月に策定した「盛岡市 道の駅基本計画」（概要版は別添のとおり）において、民間事業者の創意工夫を施設整備や運営に生かすため、将来指定管理者に指定することを前提に、設計に先立ち運営候補者を早期に公募することとしている。

道の駅は、地域連携等の機能や収益事業などの特性を有しており、これらを生かし特徴と魅力ある道の駅とするためには、道の駅に適した指定管理者制度の導入・運用が必要であることから、運営候補者を公募するに当たり、サウンディング型市場調査を実施し、民間事業者の意見・提案を参考にしながら、公募に係る諸条件を整理してきたところである。

今般、「道の駅への指定管理者制度の導入の手順と運用について」を定めたことから、その内容を報告するものである。

2 道の駅への指定管理者制度の導入の手順及び運用について

別紙のとおり。

※ 【別添】参考資料 盛岡市 道の駅基本計画（概要版）

3 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 募集要項の公表 | 令和元年12月2日 |
| (2) 募集説明会 | 12月13日 |
| (3) 選定申込書の受付 | 12月13日～2年1月17日 |
| (4) 審査 | 1月下旬 |
| (5) 選定 | 2月上旬 |
| (6) 覚書の締結 | 2月下旬 |

道の駅への指定管理者制度の導入の手順及び運用について

I 趣旨

道の駅については、「盛岡市道の駅基本計画（以下、「基本計画」という。）」において、公の施設として整備し、指定管理者制度により管理運営することとしている。

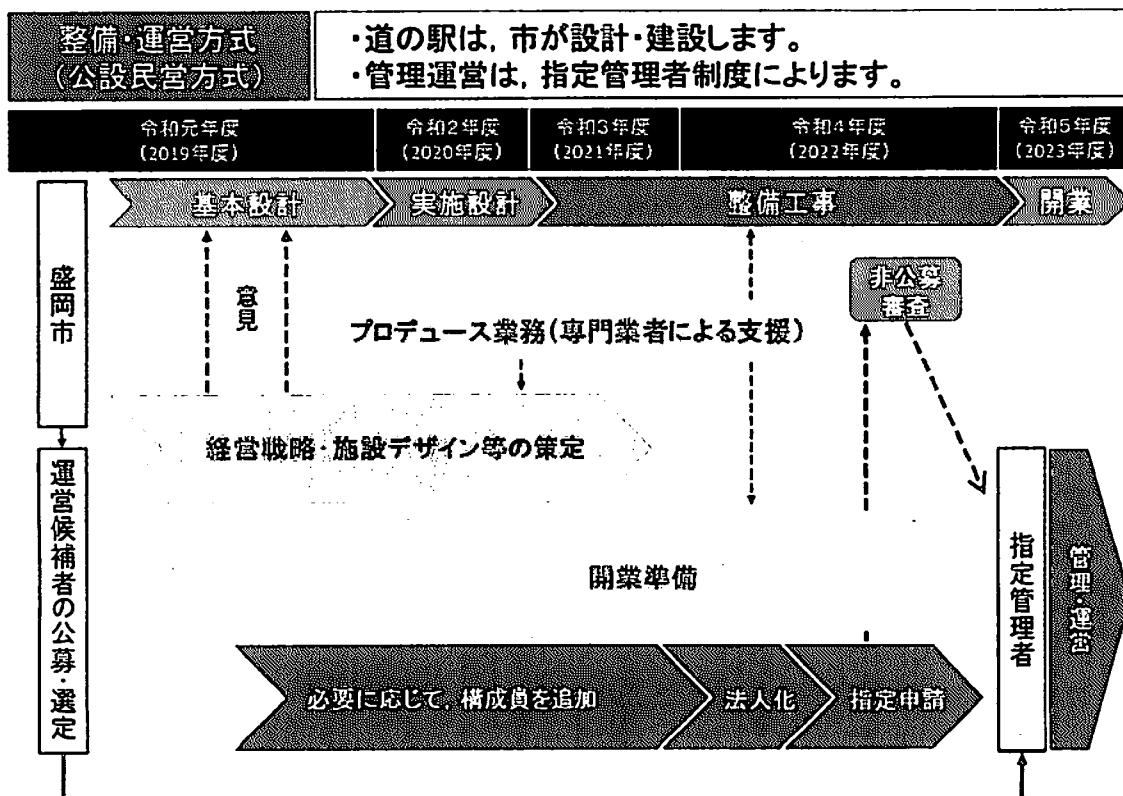
公の施設への指定管理者制度の導入・運用については、「指定管理者制度導入の基本的考え方と運用の手引き（以下、「手引き」という。）」に基づくこととされているが、道の駅は、地域連携施設を中心に創意工夫の範囲が極めて大きいことや産直、物販等収益事業が展開されるなど、これまでの市の公の施設には見られない様々な特性がある。これら特性を勘案しつつ道の駅が有する機能を最大化するためには、いくつかの点で道の駅に適した指定管理者制度の導入・運用方法とする必要があり、その内容について定めようとするものである。

II 指定管理者制度の導入までの手順

指定管理者制度導入までの手順は、概ね次のとおり。

- (1) 将来的に指定管理者に指定することを前提に、運営候補者を早期に公募・選定
- (2) 選定された運営候補者は、市と一体となって道の駅の経営戦略、施設デザイン等を策定
- (3) 市は運営候補者の提案を取り入れながら道の駅の設計、建設、開業の諸準備を実施
- (4) 特徴のある道の駅とするため市は専門事業者に委託し上記(2)及び(3)の業務に対し具体的な助言・支援を実施
- (5) 運営候補者を非公募により指定管理者に指定
- (6) 指定管理者制度により道の駅を運営
- (7) 指定管理者は、納付金を市に納付

図：指定管理者制度導入までの手順



III 指定管理者制度の具体的な運用

1 運営候補者の早期選定

道の駅は、全国的に産直や物販などの地域連携機能を中心に地域ごとに特色を活かした経営が行われており、活動センター等他の公共施設と比較し、設計や運営において自由度が非常に高い施設であり、基本計画に掲げているとおり、如何に「徹底した“差別化戦略”」を取るかが道の駅の成否を握っている。

一方、市としては道の駅は初めての事業であり、施設のデザインや運営において十分なノウハウがないことから、創意工夫等において道の駅が有する高い自由度を十分に活かしきれない懸念がある。

このようなことから、今般の道の駅においては従来の設計、建設、指定管理者の指定の順に発注する手法によらず、設計に先立ち将来的に指定管理者として指定することを前提に、運営候補者（指定管理予定者）を早期に公募、選定し、運営候補者のノウハウやスキルを取り入れながら設計、建設、開業準備をする手法を採用する。

これにより民間事業者が有する創意工夫、スキルを設計段階から生かすとともに、将来の運営予定者の意見を施設整備等に反映されることで事業採算性や使い勝手の面で、より効果的かつ魅力的な道の駅を実現しようとするものである。

また、ソフト面においても民間事業者のノウハウやスキルを活用し、石川啄木をは

じめとする地域資源や、農作物等をはじめとする本市の豊かな農村資源を活用した、新たな特産品開発やオリジナル商品・メニューづくりなどに取り組むほか、消費者ニーズを把握した販促戦略などの構築・実践により、本市ならではの魅力を生かした道の駅を実現しようとするものである。

2 市と一体となった経営戦略、施設デザイン等の策定

選定された運営候補者は、市と一体となって経営戦略や施設デザイン等を策定するほか、導入機能の選定、施設の配置計画等を市へ提案する等の業務を行う。

この業務に要する経費（人件費及び物件費等実費相当費用）については、市が運営候補者に支払う。費用は市において算定する上限額の範囲内で、運営候補者が提案する額を基本に協議のうえ決定する。

運営候補者の業務の内容は概ね次のとおり。

- (1) 基本計画に掲げる「道の駅の目指すもの」の実現に向けた実効性のある具体的戦略づくり
- (2) 基本計画に記載の「基本戦略」及び「ターゲット」を踏まえながら、より特徴のある戦略づくり、ターゲットのフォーカス、市場開拓
- (3) 上記(1)及び(2)より導き出される道の駅に導入する機能の選定、施設の配置計画等の策定
- (4) 自立・持続経営可能な道の駅の経営の仕組みづくり
- (5) 道の駅開業に向けた諸準備
 - ・農産物直売計画策定及び体制の確立
 - ・物産品・加工品販売計画策定及び導入に向けた準備
 - ・情報発信・広報計画の策定及び実施
 - ・地域との連携
- (6) その他魅力ある道の駅とするための関連業務

運営候補者が道の駅開業に向けて自ら行う、職員採用や研修等の開業準備については、運営候補者の費用負担とする。

3 道の駅プロデュース支援

運営候補者は市と一体となって、道の駅の施設配置計画や設計内容、経営計画の策定、産直や物産品・土産品販売等の運営準備等について検討、協議することとなるが、特徴のある道の駅とするため、これら業務に対し専門的な立場から助言・支援を行う事業者に、市はプロデュース業務を委託する。

プロデュース業務は、運営候補者として選定された時から道の駅開業までの期間、継続して実施するものとし、当該業務に係る費用は、市が負担する。

ただし、プロデュース業務による支援は、運営候補者がノウハウを有する場合など、

不要と判断される場合には、実施しないこととする。

4 運営候補者の所在地に関する事項

運営候補者については、手引きの考え方を踏まえ、市内に本拠地を置く事業者（以下、「市内事業者」という。）を優先的に取り扱うこととするが、道の駅は市として初めての事業であり、市内事業者のみでは経営ノウハウやスキル等の面において必ずしも十分でないことも想定される。

このため、募集の段階では運営候補者の所在地に制約は設けず、広く募ることとするが、地方創生、地域経済の振興、地域性のある運営などの観点から、できるだけ市内を中心とする運営候補者となることを要件とする。具体的には次のとおり。

(1) 市内事業者

単独、グループ応募（市内事業者で構成）とも、審査の時点で加点する。

(2) 市内に本拠地を置かない事業者

市内事業者の運営候補構成員への参画を確保するため、市内事業者とグループで応募するか、単独で応募する場合は運営候補者として選定された後、速やかに市内事業者が参画する運営組織とすることを要件とする。この場合、審査時点での加点はないものとする。

5 運営候補者の組織形態等に関する事項

(1) 運営候補者の法人化

経営基盤を強固なものとするため、運営候補者が法人でない場合、法人化することを要件とする。また、本拠地が市外にある事業者が市内事業者と運営候補組織を組成する場合、これを法人化するとともに本拠地を市内に置くことを要件とする。

法人化の時期は、道の駅供用開始の概ね1年前とする。

(2) 運営候補者の構成員の追加

起業、地域ビジネスの育成や人材育成の観点から、できるだけ多様な事業者が運営候補者として参画できるよう、運営候補者の選定後においても、市と協議のうえ市内を中心に様々な事業者を運営候補者の構成員として追加することを可能とする。

6 運営候補者を非公募により指定管理者に指定

運営候補者を指定管理者として指定するに当たっては、審査会を設置し、所定の審査を行う。審査の結果、道の駅を管理運営する能力を有すると認められる場合、市議会定例会での議決を経た上で、指定管理者として指定する。

なお、運営候補者はすでに公募により選定された過程を経ていることから、公募によらず審査手続きを行うこととする。

指定管理者の指定は、道の駅供用開始の概ね半年前を目途とする。

7 指定期間

指定期間は、手引きによれば原則として新規指定は3年、再指定は5年とされているが、①指定管理者が初期投資する産直や飲食提供等の施設、設備に係る減価償却期間が6年から8年程度であること、②基本計画において人材育成を標榜しており人材育成には時間を要すること、③魅力的な道の駅とするためには地域との連携が不可欠であり、関係構築にはある程度の時間を要すること、などを総合的に勘案し、指定期間を10年とする。

8 収益事業の位置付けと収益の取扱い

(1) 収益事業の位置付け

道の駅では、産直、フードコート、特産品・土産物販売等の収益事業が展開される。

収益事業の位置付けについては、産直等地域連携施設の設置目的が「地域の振興に寄与する（国交省）」であることを踏まえ、地場産品の開発・販促や地域の情報発信、物販やサービスの提供等を通して、住民の福祉の増進に寄与すると考えられることから、収益を伴う側面があるとしても、収益事業を公の施設としての指定管理業務として位置付けることが妥当であると考えられる。

(2) 収益の取扱い

収益事業から生じる収益については、すべて指定管理者に帰属するものとする。

収益施設の管理運営に要する経費については、基本計画の收支シミュレーションにより、収益事業による収入等で賄うことが可能であると見込めるところから、市は指定管理者に対し、指定管理料を支払わないものとする。

(3) 市への納付金

指定管理者は、将来における収益施設の修繕・更新に充てることを目的に、収益事業から生じた収益の一部を納付金として市に納入するものとする。

納付金額については、道の駅の産直やフードコート等は収益事業ではあるものの、利益を追求する一般の企業活動とは異なり公共の利益を目的としていることを考慮しつつ、指定管理者の経営状況等を総合的に踏まえ、市と指定管理者との協議の上、適正な納付額を決定するものとする。

(4) 納付金の積立て

納付金については、一般財源化せず基金に積み立てて、収益施設の修繕・更新の財源とする。

図1 施設の管理運営に関する経費、収益等の流れ【参考】

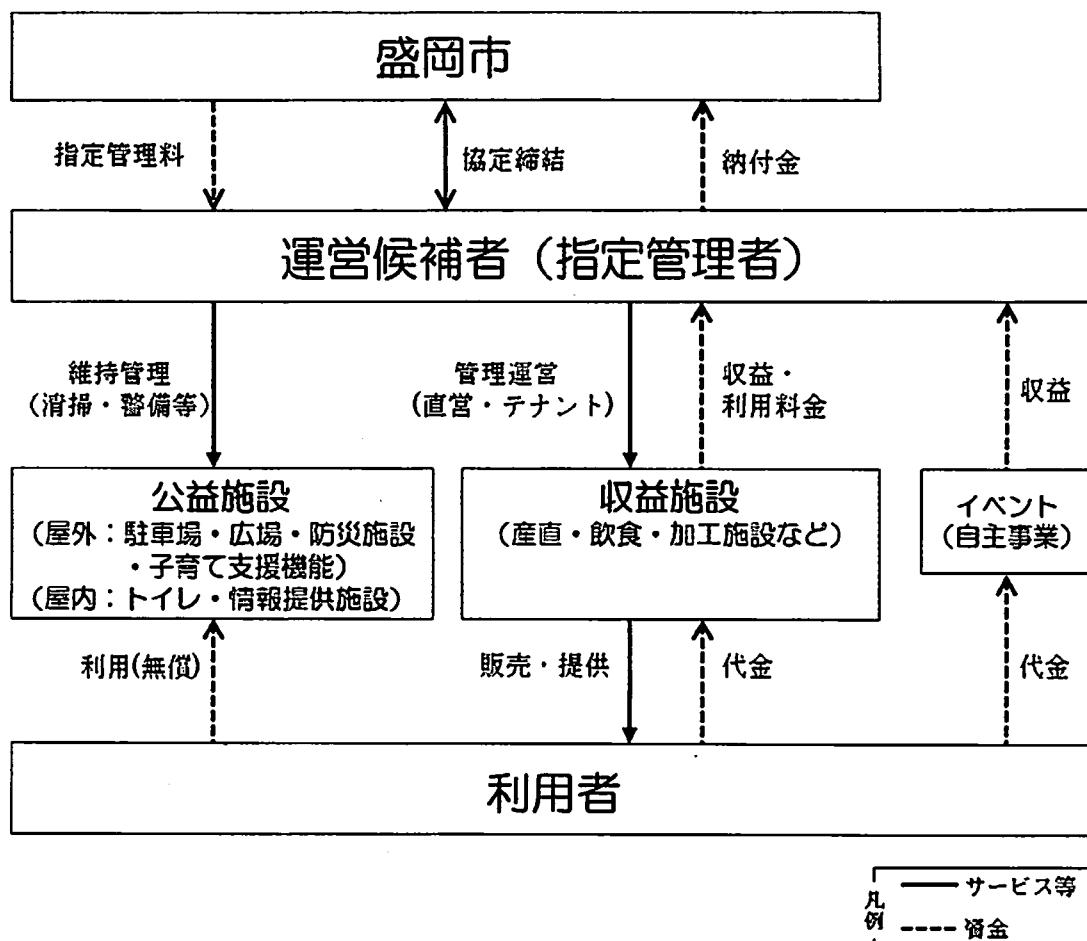
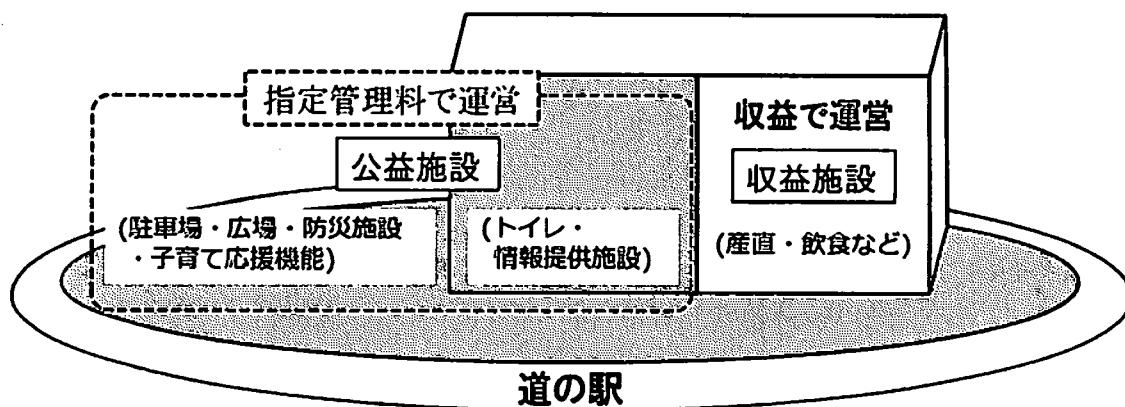


図2 道の駅における「公益施設」と「収益施設」の経費負担【参考】



IV その他

1 道の駅への市民参加

基本計画において、「多くの市民に自分たちの道の駅であるという意識の醸成を図るとともに、運営に参加できる仕組みづくりも検討する。」とし、市民参加も目指していることから、サポーター制度など市民が道の駅の運営を支援する仕組みづくりを引き続き検討する。

2 重点「道の駅」への提案

国土交通省が選定する重点「道の駅」は、地方創生の核となる優れた企画があり、今後の重点支援で効果が期待できる「道の駅」である。(H30年度：88か所/全国)

道路区域内施設等に交付金等の重点配分などがあり、本市道の駅においても、基本計画において、地方創生の実現や子育て世代をターゲットとすることを掲げていることから、今後、重点「道の駅」への企画提案を検討する。

盛岡市道の駅設置事業 基本計画概要(その1)

2019.3

1 道の駅とは

○道の駅は「安全で快適な道路交通環境の提供」「地域振興に寄与」することを目的として平成5年に発足した制度です。

○近年は、道の駅の基本機能(休憩機能、情報発信機能、地域連携機能)に加えて、防災機能を備える道の駅も増えています。

○さらに、地域の創意工夫による様々な取組により道の駅を小さな拠点とした地域活性化なども進められています。

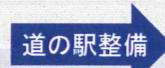
2 地域の現状・道の駅の整備目的

【地域の現状】

①人口減少・少子高齢化

②若者の流出

③地域経済を取り巻く厳しい環境



【整備目的】

地域課題に対応しながら、地域の魅力を発信することで、地域住民など多くの人々が交流し、地域経済を活性化して地方創生に繋げる

将来にわたり持続可能な地域を創る

3 道の駅の目指すもの

①道路利用者の安全で快適な通行に貢献する

～盛岡の北の玄関口として、多くの人に、おもてなしの心、安らぎとくつろぎ、疲れを癒すことのできる時間と空間を提供し、安全で快適な通行に貢献～

②地域経済の振興に寄与する

～食、伝統文化、眺望などの資源を発掘し、磨き上げ、活用し、起業や地域ビジネス育成、雇用創出などで地域経済の振興に寄与～

③次代を担う人材を育てる

～若者や女性など様々な人の挑戦を支援し、将来のまちづくりを担う人材の育成を図る～

④元気な地域をつくる

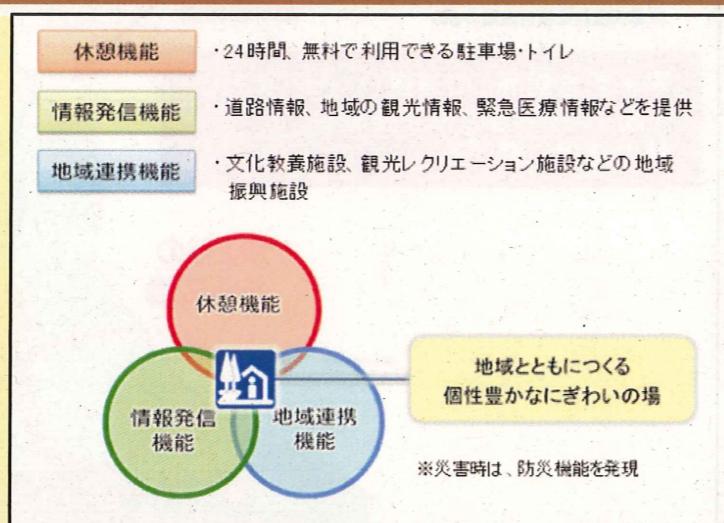
～老若男女が集まり交流し活躍し、賑わいと活気のある空間とし、地域文化発信、産業・経済の振興を図り、元気な地域をつくる～

⑤世界に向けて「盛岡・玉山」を発信する

～道の駅から、盛岡・玉山を世界に発信する。“おもてなしの心”、“多様な文化”、“自然の魅力”等を伝え「世界につながるまち盛岡」をつくる～

「盛岡・玉山の魅力の発信」・「地域経済の活性化」で、持続可能な地域を創ります

[基本計画第1章]



4 コンセプト

『道の駅は、私たちの未来を創る希望のステージ』

～石川啄木が愛した盛岡・玉山を感じられる道の駅～

[基本計画第2章]

道の駅を将来にわたり持続可能な地域を創るための手段・ツール・ステージと位置づけ、石川啄木を中心イメージとして活用し、盛岡・玉山を「知って」「見て」「食べて」「買って」「遊び」何度も訪れたくなる場所とします

5 施設の整備方針

[基本計画第5章]

①安らぎ、くつろぎ、リフレッシュできる道の駅
自然景観”、“魅力”、“おもてなしの心”を満喫し、疲れを癒し、活力を回復できる道の駅

②より多くの人が訪れる、訪れたくなる道の駅
地域の人も含め多くの人が集まりたくなる、何度も訪れたくなる道の駅

③石川啄木を感じられる道の駅
石川啄木記念館、旧齊藤家等も含め、啄木を感じられる道の駅

④様々な人が活躍できる道の駅
女性、高齢者、障がい者等様々な人が活躍できる道の駅

⑤市民が主役の道の駅
市民が主体となって、魅力を創り進化する道の駅

⑥自立・持続経営可能な道の駅
持続した経営が可能となる道の駅

7 ターゲット

[基本計画第5章]

①国道4号ドライバー・同乗者
・平成27年4月調査 11,600台
・国道4号道の駅空白エリア
「南47km、北16km」

②車で1時間範囲の居住者
・地域住民1.2万人、盛岡市民30万人
・メインターゲットは盛岡市内(都市部)の居住者

道路利用者や市民等のリピーターを確保しながら、魅力創出の拠点化を進め、更なる観光客・利用者層等の誘客に繋げます

6 基本戦略

[基本計画第5章]

①徹底した“差別化”

・道の駅は県内だけでも33箇所ある
・他の道の駅と様々な面で、“徹底した”差別化戦略”をとる

②“ニッチ”戦略

・他の道の駅にない、新しく真似されにくい商品・サービスを提供

③特徴づけ

・特徴のある道の駅とするため、専門的知識や経験を踏まえた具体的な戦略を策定する
(ア)多くの道の駅を手掛けているアドバイザー等を招聘
(イ)将来の経営候補者を早期に選定し計画初期段階から参画



盛岡・玉山らしさ・特徴のある道の駅

8 より特徴ある戦略・市場開拓

[基本計画第5章]

①更なるターゲットのフォーカス

・道の駅の主要利用年齢層 50代以上
・買物や小旅行先の決定は主に女性(旅行代理店等調べ)
→ 50代以上(主に女性)に訴求する取組

②子育て世代、20~30代若年層開拓

・従来の「道の駅」の主要利用者層ではない層を新たな顧客として開拓
・ベビーコーナー・妊婦優先駐車スペース・キッズコーナーの設置等により子育て世代を支援・応援する道の駅を目指す

③初期段階では市民をメインターゲットとする

・初期段階では市民等の交流の場・賑わいの場づくりを進め、道の駅を盛岡・玉山の新たな魅力の創出拠点とする取組を進める
・創出した魅力を活用し、観光客や地域外の人々を呼び込む



盛岡市 道の駅設置事業 基本計画概要(その2)

2019.3

9 導入施設

[基本計画第5章]

休憩機能	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場 トイレ(清潔感+α) 休憩・展望施設
情報提供機能	<ul style="list-style-type: none"> 道路情報提供施設 地域観光情報等提供施設
地域連携機能	<ul style="list-style-type: none"> 郷土料理等のフードコート 産直(友好都市等との連携) 特産品・土産品売場(任意機能) <ul style="list-style-type: none"> 加工施設 交流スペース イベント広場 石川啄木記念館との連絡路の内容
防災機能	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場(道路利用者一時避難) トイレ 災害情報提供施設(非常電源) 物産・産直(物資供給)

10 今後、管理運営候補者と導入を検討する機能例

[基本計画第5章]

①若者定住・Uターン機能	起業・就業(事業継承)支援、チャレンジショップ、貸工房
②石川啄木を感じられる機能	啄木ゆかりの飲食・イベント・ミニ展示、連絡路を活用(歌碑等)、レンタサイクル
③関係人口拡大のための機能	わくわくする面白い場所づくり(週末コンサート、移住コミュニティ)
④女性・障がい者・高齢者の活躍の場の創出機能	女性等の雇用創出、託児所、子育てサロン、高齢者サロン等
⑤文化発信・交流スペース機能	イベント広場、交流スペース、地元商店アンテナショップ、健康相談、軽トラ市、マルシェ(地域市場)、ドッグラン
⑥効果的・戦略的情報発信機能	地方で豊かな暮らしや夢を実現したいと考えている人の琴線に触れる情報を積極的に発信
⑦子連れで楽しめる空間づくり	ベビー・キッズコーナー、遊具、ピクニック、バーベキュー、家族農園(地元農家指導)、体験(短歌、ピザ焼、そば打等)
⑧次世代を担う人材育成機能	チャレンジショップ、貸工房、伝統芸能保存継承、経営参画など
⑨メインゲットの琴線に触れる雰囲気・機能	50代以上(主に女性)が好む・感動するもの(景観、花、ハーブ、アロマ、スイーツ、アート感のあるトイレ、音楽など)
⑩名誉駅長	地元出身の著名人などを名誉駅長に委嘱

11 概算事業費 (国土交通省分含む)

[基本計画第6章]

①設計費(測量等含む)	約1億2,000万円
②土木工事費	約3億7,000万円
③建築工事費	約7億2,000万円
④消費税等(8%)	約9,600万円
概算事業費計	約13億600万円

12 整備・管理運営方式

[基本計画第8章]

- 地域の特色を生かした魅力ある道の駅とするため、地元を中心に経営参画を希望する者を早期に公募し、運営準備組織を設立する。
- 設計段階から運営準備組織の創意工夫を取り入れながら、市が施設整備するとともに、運営準備組織を法人化し、開業後は指定管理者制度により管理運営を行う。

- 市民に自分たちの道の駅として意識をもつていただけるよう、道の駅の運営に参加できる仕組みについて検討する。

13 スケジュール案

[基本計画第8章]

平成30年度 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画案調整(基本計画策定) 整備方針検討 管理運営候補者公募準備・着手
平成31年度 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計(用地取得準備含む)等 管理運営候補者公募 道の駅準備運営協議会設立 特産品開発等着手
平成32年度 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 実施設計(用地取得関係含む)等 管理運営準備 産直出荷者組織設立
平成33年度 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 整備工事 管理運営準備 指定管理手続準備等
平成34年度 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> 整備工事 指定管理手続等
平成35年度 (2023)	供用開始

14 KPI(重要業績評価指標)案

[基本計画第11章]

①年間来客者数	30万人
②年間総売上高	2億円

民間活力を導入して平成35年度(2023年度)の開業に向け整備を進めます

15 配置計画(案)

*導入機能は検討段階のもの

啄木記念館等との連携(ハード・ソフト)を囲り、利用者の相互誘導や、魅力発信に繋げる



*用地拡張を想定した配置案
(用地拡張について地権者交渉中)

区分	主な施設規模(検討段階)	面積等(検討段階)
トイレ	290m ² (44台規模)	290m ²
情報提供施設	100m ²	100m ²
飲食コーナー	180m ²	180m ²
厨房	72m ²	72m ²
軽食	26m ²	26m ²
物産・産直	323m ²	323m ²
加工施設	23m ²	23m ²
交流スペース	90m ²	90m ²
事務室	55m ²	55m ²
附帯施設	270m ²	270m ²
【屋内合計】	1,429m ²	1,429m ²
駐車場	8,506m ² (125台規模)	8,506m ²
イベント広場	2,498m ²	2,498m ²
記念館等連絡通路	1,652m ²	1,652m ²
休憩展望広場	4,239m ²	4,239m ²
荷捌き場	1,034m ²	1,034m ²
調整池	1,620m ²	1,620m ²
残置森林	6,078m ²	6,078m ²
法面	2,368m ²	2,368m ²
堆雪帶	793m ²	793m ²
【屋外合計】	28,788m ²	28,788m ²
計	敷地総面積	30,217m ²

地域の力や民間ノウハウを活かした、地域性や魅力のある運営を目指します